

令和4年度

鯖江市歳入歳出決算健全化審査意見書

鯖江市監査委員



鯖監第 188 号
令和 5 年 8 月 10 日

鯖江市長 佐々木 勝 久 殿

鯖江市監査委員 加 藤 一 邦



鯖江市監査委員 石 川 修



鯖江市の令和 4 年度財政健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により審査に付された鯖江市の令和 4 年度健全化判断比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、下記のとおり意見を提出します。

記

第 1 審査の概要

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施した。

第 2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された健全化判断比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類いずれも適正に作成されているものと認められる。

比 率 名	令和 4 年度 健全化判断比率	令和 4 年度 早期健全化基準	備 考
① 実質赤字比率	(%) —	(%) 12.71	
② 連結実質赤字比率	(%) —	(%) 17.71	
③ 実質公債費比率	(%) 5.3	(%) 25.0	
④ 将来負担比率	(%) —	(%) 350.0	

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

早期健全化基準は 12.71%だが、令和 4 年度は実質赤字額が生じていないため良好な状態にあると認められる。

② 連結実質赤字比率について

早期健全化基準は 17.71%だが、令和 4 年度は連結実質赤字額が生じていないため良好な状態にあると認められる。

③ 実質公債費比率について

早期健全化基準は 25.0%だが、令和 4 年度の実質公債費比率は 5.3%と下回っており良好な状態にあると認められる。

④ 将来負担比率について

早期健全化基準は 350.0%だが、令和 4 年度は実質的な将来負担額が生じていないため良好な状態にあると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。



鯖監第 188-2 号
令和 5 年 8 月 10 日

鯖江市長 佐々木 勝 久 殿

鯖江市監査委員 加 藤 一 邦



鯖江市監査委員 石 川 修



令和 4 年度鯖江市総合開発事業特別会計経営健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により審査に付された令和 4 年度鯖江市総合開発事業特別会計の資金不足比率について審査したので、下記のとおり意見を提出します。

記

第 1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施した。

第 2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類いずれも適正に作成されているものと認められる。

比 率 名	令和 4 年度比率	経営健全化基準	備 考
資金不足比率	(%) —	(%) 20.0	

(2) 個別意見

令和 4 年度鯖江市総合開発事業特別会計について、経営健全化基準は 20.0%だが、実質的資金不足額が生じていないため良好な状態にあると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

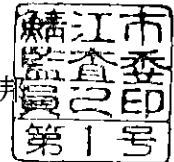
特に指摘すべき事項はない。



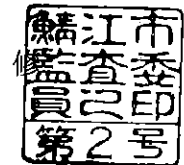
鯖監第 188-3 号
令和 5 年 8 月 10 日

鯖江市長 佐々木 勝 久 殿

鯖江市監査委員 加 藤 一 邦



鯖江市監査委員 石 川 修



令和 4 年度鯖江市水道事業会計経営健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により審査に付された令和 4 年度鯖江市水道事業会計の資金不足比率について審査したので、下記のとおり意見を提出します。

記

第 1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施した。

第 2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類いずれも適正に作成されているものと認められる。

比 率 名	令和 4 年度比率	経営健全化基準	備 考
資金不足比率	(%) —	(%) 20.0	

(2) 個別意見

令和 4 年度鯖江市水道事業会計について、経営健全化基準は 20.0%だが、実質的資金不足額が生じていないため良好な状態にあると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

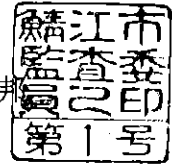
特に指摘すべき事項はない。



鯖監第 188-4 号
令和 5 年 8 月 10 日

鯖江市長 佐々木 勝 久 殿

鯖江市監査委員 加 藤 一 井



鯖江市監査委員 石 川 修



令和 4 年度鯖江市公共下水道事業会計経営健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により審査に付された令和 4 年度鯖江市公共下水道事業会計の資金不足比率について審査したので、下記のとおり意見を提出します。

記

第 1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施した。

第 2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類いずれも適正に作成されているものと認められる。

比 率 名	令和 4 年度比率	経営健全化基準	備 考
資金不足比率	(%) —	(%) 20.0	

(2) 個別意見

令和 4 年度鯖江市公共下水道事業会計について、経営健全化基準は 20.0%だが、実質的資金不足額が生じていないため良好な状態にあると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

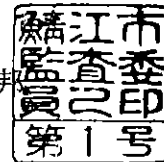
特に指摘すべき事項はない。



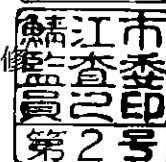
鯖監第 188-5 号
令和 5 年 8 月 10 日

鯖江市長 佐々木 勝 久 殿

鯖江市監査委員 加 藤 一 井



鯖江市監査委員 石 川 修



令和 4 年度鯖江市農業集落排水事業会計経営健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により審査に付された令和 4 年度鯖江市農業集落排水事業会計の資金不足比率について審査したので、下記のとおり意見を提出します。

記

第 1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施した。

第 2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類いずれも適正に作成されているものと認められる。

比 率 名	令和 4 年度比率	経営健全化基準	備 考
資金不足比率	(%) —	(%) 20.0	

(2) 個別意見

令和 4 年度鯖江市農業集落排水事業会計について、経営健全化基準は 20.0%だが、実質的資金不足額が生じていないため良好な状態にあると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

地方財政健全化法用語集

○ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律

自治体の財政破綻を未然に防ぐための法律で、平成19年に制定されました。市は、平成19年度の決算から健全化判断比率と公営企業の資金不足比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、公表しなければならなくなりました。

なお、平成20年度の決算からは、健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合には早期健全化団体になり、財政健全化計画を定めて自主的な改善努力による財政健全化の取組みが義務付けられます。また、公営企業において資金不足比率が経営健全化基準以上の場合には経営健全化計画を定めて同様の取組みが必要になります。

また、再生判断比率のいずれかが財政再生基準以上の場合には財政再生団体になり、財政再生計画を定めて、国の強い関与による確実な財政再生の取組みが義務付けられます。

○ 健全化判断比率

市の早期財政健全化段階や財政再生段階を判断するための、

- ・実質赤字比率
- ・連結実質赤字比率
- ・実質公債費比率
- ・将来負担比率

の4つの指標のことをいいます。

財政再生段階を判断する再生判断比率は、4つの指標から将来負担比率を除いた3つをさします。

○ 実質赤字比率

普通会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率で、一般会計等が赤字かどうかという基準になります。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・一般会計等の実質赤字額：一般会計および特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
- ・実質赤字の額 = 繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額)

○ 連結実質赤字比率

普通会計に公営事業会計等を加えた全会計の実質赤字の標準財政規模に対する比率で、一般会計等に加えて、実質赤字比率では計算に含めなかった特別会計や公営企業会計を含めて赤字か黒字かという比率になります。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額
 - イ 一般会計および公営企業(地方公営企業法適用企業・非適用企業)以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
 - ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
 - ハ 一般会計および公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
 - ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

○ 実質公債費比率

普通会計が負担する元利償還金および準元利償還金の合計額の標準財政規模に対する比率です。お金を借りたら、金利元本を返さなくてはなりません。一般会計から、一般会計の有利子負債だけでなく公営事業の有利子負債の金利元本の支払いにあてなければならぬ金額がどのくらいなのかということを、この比率は見ることになっています。

通常、前3年度の平均値を使用します。

$$\text{実質公債費比率 (3カ年平均)} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- ・準元利償還金：イからホまでの合計額
 - イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
 - ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ハ 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
 - ホ 一時借入金の利子

○ 将来負担比率

普通会計が将来にわたり負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率で、市の一般会計や特別会計、公営企業会計だけでなく、一部事務組合の会計を含めて計算するものです。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額}) + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額}}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- ・将来負担額：イからチまでの合計額
 - イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
 - ロ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費等に係るもの）
 - ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
 - ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
 - ホ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
 - ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
 - ト 連結実質赤字額
 - チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
- ・充当可能基金額：イからヘまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

○ 資金不足比率

公営企業の早期財政健全化段階を判断するための指標で、公営企業ごとに、資金不足額の事業規模に対する比率です。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

・ 資金の不足額

資金の不足額（法適用企業）＝（流動負債 ＋ 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 － 流動資産）－ 解消可能資金不足額

資金の不足額（法非適用企業）＝（繰上充用額 ＋ 支払繰延額・事業繰越額 ＋ 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高）－ 解消可能資金不足額

※解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額

※宅地造成事業を行う公営企業については、土地の評価に係る流動資産の算定等に関する特例がある。

・ 事業の規模

事業の規模（法適用企業）＝営業収益の額 － 受託工事収益の額

事業の規模（法非適用企業）＝営業収益に相当する収入の額 － 受託工事収益に相当する収入の額
※指定管理者制度（利用料金制）を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。

※宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規模」（調達した資金規模）を示す資本および負債の合計額とする。